

追 加 議 案（令和４年３月９日提出）

議 案 番 号	件 名
議第３６号	人吉市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する 条例の制定について
議第３７号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議第 3 6 号

人吉市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 3 月 9 日 提出

人吉市長 松岡 隼人

人吉市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

人吉市子ども医療費助成に関する条例（平成 1 1 年人吉市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項を次のように改める。

保護者は、助成対象者の受給資格の認定を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。

第 6 条第 1 項中「保護者は」を「前条の子ども医療費受給者証の交付を受けた保護者（以下「受給者」という。）は」に、「保護者に」を「受給者に」に改め、同条第 2 項中「保護者」を「受給者」に改める。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（令和 2 年 7 月豪雨災害の影響による助成金の申請期限の特例）

- 2 受給者が令和 2 年 7 月豪雨災害により被災し、助成対象者の医療費に係る一部負担金の支払を猶予されていた場合において、受給者が医療保険各法に規定する保険者、組合等（以下「保険者等」という。）から当該医療費に係る一部負担金の支払を請求され、かつ、これを支払ったときは、当該受給者は、第 6 条第 3 項の規定にかかわらず、保険者等からの医療費の一部負担金の支払の請求があった日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間、当該医療費について同条第 1 項の規定による申請を行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

令和２年７月豪雨災害で被災した受給者の助成金の申請期限の特例を設けるため、条例の一部を改正するものである。

議第 3 7 号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

人吉市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

大 園 恭 幸

令和 4 年 3 月 9 日提出

人吉市長 松岡 隼人

参 考

- 1 前任者 西口 詳一郎 令和 4 年 4 月 9 日 任期満了
- 2 大園 恭幸の略歴

(提案理由)

教育委員会委員を任命するに当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意が必要である。